

令和８年度（４月～９月） 随意契約一覧（工事）

項番	種別	契約日	件名	工事概要	施工場所	着手日	工期末 （履行期限）	予定価格（円） （税込）	契約の相手方 （名称）	契約の相手方 （住所）	契約金額（円） （税込）	指定理由	根拠法令	担当課
1	エレベーター	4月8日	葛西駅エスカレーター補修工事	葛西駅エスカレーターの部品交換を行う。	東葛西六丁目 3 番	令和8年4月9日	令和8年12月9日	2,087,800	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 東日本支社	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号	2,087,800	本工事は三菱電機(株)製エスカレーターの老朽化した消耗部品を交換補修し、機能保全を図るとともに、利用者の安全を確保することが目的です。当該設置機器は独自の機構や部品を有しており、現機器製造者である三菱電機ビルソリューションズ株式会社東日本支社でしか作業・部品対応ができません。 よって、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、三菱電機ビルソリューションズ株式会社東日本支社と特命随意契約を締結することとします。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部 保全課
2	土木設計	5月12日	春江橋架替修正設計及び関係機関協議資料作成業務委託	老朽化した春江橋の架替にあたり、橋梁の修正設計及び関係機関協議資料作成を実施する。	一之江二丁目、春江町三丁目	令和8年5月13日	令和9年3月12日	4,495,700	N I X J A P A N 株式会社 江戸川営業所	東京都江戸川区西小岩一丁目 1 2 番 4 号 1 0 3	4,400,000	本設計委託は、春江橋架替工事における電気設備等の修正設計と、それに伴う橋梁本体への影響確認及び修正設計を委託するものである。また、河川管理者等との関係機関協議資料作成を委託するものである。 修正設計の内容については、今年度発注予定の春江橋架替工事（その 7）に反映させるため、工事発注までに過年度に実施した詳細設計の修正作業を正確かつ遅滞なく実施しなければならない。また、配線ルートの再検討、修正作業及び関係機関との協議資料作成等においては、橋梁本体や取付道路の設計内容を十分に理解し、堤防等の河川構造物への影響を考慮した高度な専門知識が必要不可欠である。 N I X J A P A N 株式会社 江戸川営業所は、春江橋架替工事に関して、平成31～令和 7 年度にかけて、春江橋架替工事の予備設計、詳細設計、修正設計及び取付道路の詳細設計業務を受託しており、過年度の委託契約の設計内容や現場状況について熟知しているため、早期の着手、作業期間の短縮、経費の削減を図ることができ、確実かつ円滑な作業を期待できる。 以上の理由により、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 6 号の規定に基づき、上記業者を指定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	土木部 街路橋梁課
3	土木設計	5月13日	上篠崎一丁目北部土地区画整理事業移転計画修正設計等業務委託	本委託は、上篠崎一丁目北部土地区画整理事業の円滑な推進のため、事業進捗に沿った移転計画修正設計等に関する業務を行うものとする。	上篠崎一丁目	令和8年5月14日	令和9年3月23日	5,216,200	日本測地設計株式会社	東京都新宿区高田馬場三丁目 2 3 番 6 号	4,895,000	本件は、上篠崎一丁目北部土地区画整理事業の円滑な推進のため、事業進捗に沿った移転計画修正設計等の業務を委託するものである。 本件の委託箇所も含まれる篠崎公園地区においては、江戸川区のほか、東京都や国土交通省など異なる事業主体がそれぞれの事業を共同で進めている。 本土地地区画整理事業においては、今年度も引き続き国土交通省による盛土工事が行われ、本地区の状況が大きく変わっていくなかで、進捗状況に合わせて各関係機関と協議を進めていく必要があり、迅速かつ的確な対応が必要とされる。 日本測地設計株式会社は、これまで本土地地区画整理事業を含む篠崎公園地区全体のまちづくりに携わっており、平成 2 8 年度「上篠崎一丁目北部土地区画整理事業基本設計修正等業務委託」の入札受注を始め、関連する複数案件を特命随意契約で受注している。昨年度も本件名称と同じ委託(内容も同じ)を特命随意契約で受注していることから、本地区のまちづくりの経緯、関係機関との協議経過及び造成計画を熟知している。 また、日本測地設計株式会社に委託することにより、新たな受注者が本業務を行う際に必要となるこれまでの経緯や現場状況の把握等、引継作業に発生する時間と費用を削減することが可能となる。 以上のことから、本委託業務を日本測地設計株式会社に特命随意契約することとしたい。	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	土木部 区画整理課
4	建築設計	5月25日	総合区民ホール歩行者デッキ接続及び大規模改修等基本設計業務委託	総合区民ホール（以下「本施設」）の歩行者デッキ用出入口設置工事及び空調調設備や受変電設備など大規模改修工事の基本設計を行う。	船堀四丁目 1 番 1 号	令和8年5月26日	令和9年3月12日	36,271,400	株式会社日本設計	東京都港区虎ノ門一丁目 2 3 番 1 号	36,245,000	本委託は、総合区民ホール（以下「本施設」）の歩行者デッキ用出入口設置工事及び空調調設備や受変電設備など大規模改修工事の基本設計を行うものです。 本施設は旧建築基準法第 3 8 条の認定を取得しており、改修等設計における法解釈の難易度が高い複合化した建物です。特殊な建物が故、限られた休館期間中に区民利用、施設運営及びテナント等への影響が最小限になるよう設計を行うためには、現場の状況を細部にわたり熟知している事業者でなければなりません。 株式会社日本設計は、本施設の新築工事の設計及び工事監理、並びに数多くの改修設計業務も一手に引き受けており、経費削減、工期短縮が図れる唯一の事業者です。 よって、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第六号の規定に基づき、株式会社日本設計と随意契約することとします。	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	文化共育部 文化スポーツ施設整備課

令和８年度（４月～９月） 随意契約一覧（工事）

項番	種別	契約日	件名	工事概要	施工場所	着手日	工期末 （履行期限）	予定価格（円） （税込）	契約の相手方 （名称）	契約の相手方 （住所）	契約金額（円） （税込）	指定理由	根拠法令	担当課
5	拡声装置	5月26日	防災行政無線基地局及び中継局設備改修工事	防災行政無線の基地局及び中継局設備の改修を行う	江戸川区中央一丁目4番1号 外	令和8年5月27日	令和9年3月15日	49,515,400	田中電気株式会社	東京都千代田区外神田一丁目15番13号	48,895,000	本工事は既に導入している防災行政無線の基地局及び中継局設備を改修するものである。本基地局及び中継局は防災行政無線システムの根幹であり、区民の生命及び財産の安全を確保する重要な設備であるため、工事に伴う本システムの停止期間を最小限に抑える必要がある。 当該業者は防災行政無線システムの構築事業者であり、その導入及び保守を担っており、適切に対応している。また、本システムの特殊性より既設システムとの連携作業は他の業者では困難であるため、当該業者が本工事をやる唯一の業者である。 よって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定より、田中電気株式会社と特命随意契約を締結することとする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	危機管理部 防災危機管理課
6	土木設計	5月29日	船堀駅接続に伴う歩行者デッキ詳細設計等業務委託	本委託は、船堀駅に接続する歩行者デッキの詳細設計と、それに伴う歩行者デッキの修正設計及び船堀駅舎開口の実施設計を行うために発注する。	船堀三・四丁目	令和8年6月1日	令和9年3月12日	70,356,000	セントラルコンサルタント株式会社 江戸川営業所	東京都江戸川区松江四丁目5番13号	70,290,000	本件は、令和6年度に設計された歩行者デッキを船堀駅の地上階と接続するための詳細設計と、接続に伴う歩行者デッキの修正設計及び船堀駅舎開口の実施設計を委託するものである。 歩行者デッキは新庁舎から船堀駅前まで整備する計画だが、船堀駅北口広場へ降りるルートと駅に接続するルートに分かれる。過年度の委託契約にて船堀駅北口広場へ降りるルートは設計済みだが、駅に接続するルートは東京都交通局との調整が完了しておらず未設計であったため、本委託で詳細設計を行う。一方、歩行者デッキは設計済み部分と設計予定部分が一体的な構造であるため、設計、施工計画、他機関調整等についても一体的に検討する必要がある。 セントラルコンサルタント株式会社 江戸川営業所は、歩行者デッキに関して、「歩行者デッキ予備設計等業務委託」、「歩行者デッキ詳細設計等業務委託」及び「歩行者デッキ詳細設計等業務委託（その2）」を受託しており、設計内容や現場状況を熟知していることから、早期の着手、作業期間の短縮、経費の削減を図ることができ、確実かつ円滑な作業を期待できる。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項6号の規定に基づき、上記業者を指定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	土木部 街路橋梁課
7	設備設計	6月1日	総合文化センター弱電設備改修設計業務委託	総合文化センターの弱電設備を改修するために基本設計及び実施設計を行う。	中央四丁目14番1号	令和8年6月2日	令和8年12月15日	12,716,000	株式会社日建設計 東京オフィス	東京都千代田区飯田橋二丁目18番3号	12,100,000	本委託は、総合文化センターの弱電設備を改修するために基本設計及び実施設計を行うものです。また、現在履行中の「総合文化センター非構造部材天井改造その他工事監理等業務委託」（以下「工事監理等業務委託」）と密接に関連する付帯的な委託で、調査時の調整や工事進行中に生じた状況に応じ随時修正するとともに、工事監理等業務委託へも反映しなければなりません。 株式会社日建設計東京オフィスは工事監理等業務委託の受託業者です。また、休職期間という限られた日程の中で、工期の短縮、経費の節減に加え、複数の工事を安全・円滑かつ適切な施工監理できる唯一の事業者です。 よって地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第六号の規定に基づき、株式会社日建設計東京オフィスと随意契約することとします。	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	文化共育部 文化スポーツ施設整備課
8	一般土木工事	6月17日	街路灯基礎・配管設置工事	街路灯基礎及び埋設配管の設置を行う。	東葛西一丁目	令和8年6月18日	令和8年10月30日	3,934,700	株式会社細田組	東京都江戸川区西葛西二丁目18番16号	3,927,000	本工事は、東京都が発注するスーパー堤防設置修繕工事（以下、「当該工事」という。）にて整備中である健康の道に、区管理街路灯の基礎及び埋設配管を設置する工事であり、当該工事の工程の合間に施工する必要があるため、施工期間が限られている。 また、当該工事は地中不可視部の状況や現場の日進量等により4回工期延伸するほど流動的な工程となっており、当該工事の合間に施工する本工事の着工時期も変動的である。 上記のとおり、本工事の着工時期が変動的な中、即座に施工体制を確保し、限られた施工期間内に本工事を施工できるのは、当該工事の施工者であり、現場を熟知している株式会社細田組のみである。 なお、株式会社細田組が施工することにより両工事の施工者が同一となるため、工事費の削減が見込める。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、株式会社細田組と特命随意契約することと致したい。	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	土木部 保全課
9	設備設計	6月25日	鹿骨おひさま保育園外7箇所受変電設備改修設計業務委託その2	受変電設備改修工事を行うための設計を委託する。	鹿骨二丁目23番1号外7箇所	令和8年6月26日	令和9年3月15日	10,695,300	有限会社オヤマト設計事務所	新潟県新潟市中央区美咲町一丁目18番25号	10,695,300	本件は、希望型指名競争入札により公表を行い、令和8年5月20日に開札を行った結果、入札参加者が全者辞退により契約不調となったものです。 本委託は、受変電設備改修工事を行うための設計委託です。当該業務は高度な専門性を要します。また、受変電設備改修計画に基づき、今年度中に完了しなければなりません。そのため、再度入札に付き契約をする時間を確保することができません。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、過去に本区の設計業務委託を行った実績があり、本業務委託に対しても唯一迅速に着手体制の確保が可能な有限会社オヤマト設計事務所に特命随意契約することとします。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	子ども家庭部 子育て支援課

令和８年度（４月～９月） 随意契約一覧（工事）

項番	種別	契約日	件名	工事概要	施工場所	着手日	工期末 （履行期限）	予定価格（円） （税込）	契約の相手方 （名称）	契約の相手方 （住所）	契約金額（円） （税込）	指定理由	根拠法令	担当課
10	建築工事	6月30日	清新ふたば小学校内部改修工事	校舎廊下等の全面改修を行う。	清新町一丁目 1 番 3 8 号	令和8年7月1日	令和8年9月25日	34,773,200	有限会社オオバ設計	東京都江戸川区大杉三丁目 4 番 7 号	34,773,200	本件は、希望制指名競争入札により公表を行い、令和8年5月20日に開札を行った結果、入札参加者が全者辞退したため、契約不調となったものです。 本工事は、校舎廊下等の全面改修を行うものであり、学校の夏休み期間を利用して工事を行う必要があります。また、夏休み期間後の学校の運営から工期を大きく変更することができません。 以上の理由から再度競争入札に付し、契約を行う時間が確保できないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、過去に区内施設の同種工事を複数行った実績があり、迅速な対応が可能な有限会社オオバ設計に特命随意契約をすることとします。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	教育委員会 事務局 学校施設課
11	建築設計	6月30日	旧江戸川区役所文書庫保存工事に伴う数量調査その他委託	補修等の数量確認や各種工程毎の状況確認、工事にあたっての助言や委員会運営の補助等の業務を委託する。	小松川三丁目 6 番 2 号	令和8年7月1日	令和8年11月27日	2,751,100	株式会社東京ソイルリサーチ 東京支店	東京都目黒区東が丘二丁目 1 1 番 1 6 号	2,695,000	本委託は区の有形文化財である旧江戸川区役所文書庫（以下「本施設」）の保存工事に伴い、補修等の数量確認や各種工程毎の状況確認、工事にあたっての助言や委員会運営の補助等を行うものです。また、継続して行っている本施設の不同沈下測定もあわせて行います。 本施設は現存するものでは希少な日本最初期の型枠コンクリートブロック造（鎮ブロック）で、歴史的価値が高く今では途絶えてしまった構造です。 株式会社東京ソイルリサーチ（以下「指定業者」）は社内で蓄積されたノウハウにより、昭和 6 2 年の調査時にこの事実を発見し、以降なるべく原形を留めながらの保存方法を検討し、補修してきました。また、文化財指定にあたり併せて指定業者が行った設計内容での補修や保護方法も文化財保護審議会に諮問し、その答申にもとづいて決定しています。 保存工事にあたっては、上記内容を踏まえた上で工程毎に都度指定業者の確認作業が必要であり、工事を遅滞なく進めるためには本施設について知見を有し、的確かつ素早い判断が可能な事業者でなければなりません。 指定業者は昭和 6 2 年から本施設の調査・設計等を手掛けており、今回の保存工事の設計も手掛けています。また、現在までの劣化度の進行状況や当時としては珍しい建物の構造を熟知しており、経費削減、工期短縮が図れる唯一の事業者です。 よって、地方自治法施行令第百六十七条の二第二項第六号の規定に基づき、株式会社東京ソイルリサーチと随意契約することとします。	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	総務部 人権・男女共同 参画推進セン ター
12	建築設計	7月6日	平成庭園藤棚更新における設計支援業務委託	本委託は、平成庭園改修工事に向け、実施設計を支援するために起工する。	北葛西三丁目 2 番 1 号	令和8年7月7日	令和8年9月30日	1,896,400	日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社	東京都文京区後楽一丁目 4 番 2 7 号	1,837,000	本委託は、平成庭園（行船公園内）の藤棚の老朽化に伴い、さらなる安全性確保及び景観の魅力向上に取り組む設計支援業務委託である。 当該委託箇所である藤棚は利用者が多く、利用者の利便性を考慮すると早急に設計を完了し、工事を実施する必要がある。また令和 6 年度策定の「平成庭園長期修繕計画（以下、「当該修繕計画」）」の一部でもあるため、当該修繕計画を踏まえながら設計をすることも必須である。 そのため、委託事業者には当該修繕計画を踏まえつつ、専門的な設計業務を短期間で遂行することが求められる。 指定業者は、公募プロポーザル方式により選出され当該修繕計画を履行しているため、庭園の状況を熟知し複雑な設計に対し十分に理解した成果を上げている。 よって指定業者であればより短い設計期間で、藤棚の老朽化等、庭園施設の複雑かつ伝統的な様式に正確かつ迅速に取り組むことが可能であり、当該修繕計画を踏まえた確実な対応及び良好な成果が期待できる。 以上から、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 6 号により、日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社と特命随意契約を締結することとした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	環境部 公園整備課
13	エレベーター	7月21日	西葛西図書館エレベーター改修工事	本工事は西葛西図書館におけるエレベーターの改修工事である。 油圧式エレベーターをマシナームレスのロープ式エレベーターに変更する。	西葛西五丁目 1 0 番 4 7 号	令和8年7月22日	令和9年4月16日	55,198,000	東芝エレベータ株式会社 東京支社	東京都品川区大井一丁目 2 8 番 1 号	55,198,000	本工事は、東芝エレベーター株式会社製エレベーターの老朽化した部品を交換補修し、機能保全を図るとともに、利用者の安全を確保することを目的におこないます。 当該設置機器は独自の機構や部品を有しており、現機器製造者の事業所でしか作業・部品対応ができません。 よって、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、東芝エレベータ株式会社東京支社と特命随意契約を締結することとします。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	文化共育部 文化スポーツ施設 整備課
14	空調工事	9月8日	新田保育園空調設備改修工事	本工事は既存空調設備の老朽化による更新を行う工事である。 ビル用マルチエアコンから空冷ヒートポンプ式空調機へ更新する。	西葛西八丁目 2 番 1 号	令和8年9月9日	令和9年1月15日	30,476,600	東京テクノ株式会社	東京都江戸川区松島一丁目 4 3 番 8 号	30,470,000	本件は、希望型指名競争入札により公表を行い、令和 8 年 8 月 5 日に開札を行った結果、入札参加者が全者辞退したため、契約不調となったものです。 本工事は、新田保育園を開園しながら空調設備の全面改修をするものです。園児の体調、安全・安心を考慮すると一日でも早く工事を行う必要があります。また、 2 月以降の保育園の運営から工期を大きく変更することができません。 以上の理由から再度競争入札に付し、契約を行う時間が確保できないため、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき、過去に区内施設の同種工事を複数行った実績があり、迅速な対応が可能な東京テクノ株式会社と特命随意契約をすることとします。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	子ども家庭部 子育て支援課

令和８年度（４月～９月） 随意契約一覧（工事）

項番	種別	契約日	件名	工事概要	施工場所	着手日	工期末 （履行期限）	予定価格（円） （税込）	契約の相手方 （名称）	契約の相手方 （住所）	契約金額（円） （税込）	指定理由	根拠法令	担当課
15	電気工事	9月9日	街路灯設置工事（その１）	商店街路灯の改修及び商店街灯撤去に伴う街路灯の設置を行う。	一之江四・五丁目 外	令和8年9月10日	令和9年3月15日	39,437,200	東和電工株式会社	東京都江戸川区東葛西八丁目２０番１４号	39,437,200	本工事は街路灯設置工事（その１）として希望型指名競争入札により公表し、令和８年８月５日に開札した結果、全者辞退により不調となった。 本工事は商店街が実施する商店街灯撤去事に伴い、新たに区街路灯を整備する工事である。商店街灯撤去工事は東京都より補助金の交付を受けるため延伸することが出来ず、当該路線には商店街灯以外の道路照明が設置されていないため、本工事による街路灯の設置が遅れると道路照明の空白期間が生じてしまう。そのため、早急に本工事の契約を締結する必要がある。 そこで、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第八号の規定を適用し、過去に区の複数の工事及び類似工事を行った実績があり、迅速な対応が可能な東和電工と特命随意契約することと致したい。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	土木部 保全課
16	エレベーター	9月10日	中央くすのきカルチャーセンターエレベーター改修工事	本工事は中央くすのきカルチャーセンターにおけるエレベーターの改修工事である。 油圧式エレベーターを機械室レスのロープ式エレベーターに変更する。	西小松川町３４番１号	令和8年9月11日	令和10年2月28日	55,667,700	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 東日本支社	東京都千代田区丸の内二丁目５番１号	55,667,700	本工事は、三菱電機ビルソリューションズ株式会社製エレベーターの老朽化した部品を交換補修し、機能保全を図るとともに、利用者の安全を確保することを目的におこないます。 当該設置機器は独自の機構や部品を有しており、現機器製造者の事業所でしか作業・部品対応ができません。 よって、地方自治法施行令第1６7条の2第1項第2号の規定により、三菱電機ビルソリューションズ株式会社東日本支社と特命随意契約を締結することとします。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉部 福祉推進課
17	エレベーター	9月29日	松江コミュニティ会館エレベーター改修工事	本工事は松江コミュニティ会館におけるエレベーターの改修工事である。 既設ロープ式エレベーターを同様のロープ式エレベーターに改修する。	松江七丁目５番１２号	令和8年9月30日	令和9年7月30日	66,220,000	株式会社日立ビルシステム	東京都足立区中川４丁目１６番２９号	66,220,000	本工事は、株式会社日立ビルシステム製エレベーターの老朽化した部品を交換補修し、機能保全を図るとともに、利用者の安全を確保することを目的に行います。 当該設置機器は独自の機構や部品を有しており、現機器製造者である株式会社日立ビルシステムでしか作業・部品対応ができません。 よって、地方自治法施行令第1６7条の2第1項第2号の規定により、株式会社日立ビルシステムと特命随意契約を締結することとします。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	生活振興部 区民課